

## <① 238 例目：益田市内>

令和3年1月20日

### 新型コロナウイルス感染症患者の確認について

昨日、19日（火）に県内238例目、239例目となる新型コロナウイルス感染症患者が益田市内で確認されましたので、発表いたします。

まず、238例目の患者さんについてであります。

#### 【患者について】

1. この患者さんは、「益田市在住」の方で、益田市内の中学校の生徒さんであります。  
なお、学校名、学年、性別については、個人の特定につながるおそれがありますので、公表は差し控えさせていただきます。
2. この患者さんは、1月18日（月）に陽性が確認された県内236例目の患者さんに関連して、昨日、19日（火）に検査を実施したところ「陽性」が判明したところであります。
3. 患者さんは、10日（日）に、鼻づまり、鼻汁の症状があり、11日（月）には嗅覚の違和感の症状

もありましたが、16日（土）に症状が治癒し、現在、症状はありません。

4. 患者さんは、本日、10日（日）の発症から10日以上経過し、かつ、症状がなくなってから3日経過することから、他の方に感染するおそれはないと考えており、入院の必要はなく、通常的生活をしながら、4週間の健康観察をしていただきます。

#### 【現時点での行動歴】

5. 益田保健所においては、感染拡大防止のため、昨日から行動履歴や、濃厚接触者についての調査を行っており、現時点で把握できた行動歴等について説明します。

患者さんの行動歴の調査や検査を進めるなかで、感染拡大防止のために公表すべき情報があれば、改めて、情報提供いたします。

#### ＜発症日の2日前以降の行動＞

6. 発症日の2日前以降の患者さんの行動についてであります。

この間は、患者さんから他の方に感染する可能性がある期間であり、感染のおそれの高い濃厚接触者を確認するための調査であります。

7. この患者さんについては、発症日の10日（日）の2日前である8日（金）以降の行動になります。

- ① 8日（金）は、学校に行っておられます。
- ② 9日（土）から11日（月）の休日は、学校は休みであり、9日（土）は、自宅で過ごしておられ、10日（日）以降は、症状があったことから、自宅で療養されています。
- ③ また、12日（火）も、症状があったことから学校は休み、医療機関を受診しておられ、受診後は、自宅で療養されておられます。
- ④ 12日（火）の医療機関での受診結果が新型コロナウイルス感染症以外の症状であるとの診断であったことから、13日（水）から15日（金）は、学校に行っておられます。
- ⑤ 16日（土）、17日（日）の休日は、日常生活で、複数の方と接触されておりますが、接触者は特定できております。
- ⑥ 18日（月）は、学校に行っておられます。
- ⑦ この患者さんが通っておられる学校については、幅広く検査を実施することとし、まずは、同学年の生徒の全員と接触のあった教職員の方

について、本日から検体採取を開始し、検査を実施しております。

⑧ なお、この学校については、本日、20日（水）から22日（金）の3日間、休校されると聞いております。

⑨ また、学校以外で接触があった方についても、本日から検体の採取を開始しており、速やかに、PCR検査など必要な検査を実施いたします。

#### <発症14日前（感染源調査）の行動>

8. 次に、発症14日前までの行動について、把握した情報について、ご説明します。

この間に、患者さんがどこから感染したのか、この患者さん以外に感染者はいないのか、を調査するものであります。

① この間、県外の方と県内で接触があります。

また、この患者さんは、県外への往来はありません。

② 行動歴の詳細については、現在、調査を進めております。

9. 県としましては、濃厚接触者及び接触者の調査を積極的に行うとともに、接触があった方については、

幅広にPCR検査など必要な検査を実施し、感染拡大の防止に努めてまいります。

10. また、県では、当該学校について、感染拡大を未然に防止するために、幅広く検査を実施することとしております。

そのため、検査を受けた方や、検査を受けた方のご家族など、関係者まで、様々な自粛を求めるなど、過剰な対応を控えていただきますようお願いいたします。

#### 【県民の皆さん、報道機関の皆さんへ】

11. 県民の皆さまにおかれては、これまでもお願いしておりますとおり、感染拡大防止のため、発熱等の症状があった場合は、まずは、かかりつけ医又は健康相談コールセンターにご連絡いただき、早めに受診していただきますよう、お願い申し上げます。

12. また、県から提供する情報に基づき、冷静な対応をお願いします。

13. 個人を特定する行為や、患者さんへの誹謗中傷が拡がったりすれば、その後の事案で、保健所への情報提供や、そもそも感染や症状を名乗り出ることを控えるなどの悪影響が懸念され、かえって、広く感染拡大が県民に及びかねないという状況になることが懸念されます。

14. 患者さんの人権を守り、感染拡大を防止するために、個人を特定する行動や、患者さんへの誹謗中傷は許されませんので、厳に謹んでいただきますよう、お願い申し上げます。

15. 県では、患者さんの行動歴の公表は、個人の特定につながることはないように、感染拡大を防止するために必要な場合に限っております。

県が公表する情報が具体的でないために、様々な推測や憶測がなされる場合がありますが、県が公表している内容を超える内容は事実とは限りませんので、注意してください。

16. また、県では、感染のおそれが高い濃厚接触者だけでなく、感染拡大を未然に防止するために、必要に応じて、接触があった方などに幅広く検査を実施することとしております。

そのため、検査を受けるということだけで、出勤、登園、登校をしないよう求めること、ましてや、検査を受けた方のご家族など、関係者までに、そうしたことを求めることは、過剰な対応となりますので、控えていただきますようお願いいたします。

17. 報道機関の皆様には、引き続き、患者さん、周囲の方への配慮、プライバシーを尊重した報道に、ご配慮願います。

18. また、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあるなか、県内でも、感染者の発生が続いております。
19. 県民の皆様におかれては、職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まるとして、政府が注意喚起をしている、「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意していただくとともに、

引き続き、

- ① 「三つの密」の回避
- ② 「人と人との距離の確保」
- ③ 「マスクの着用」
- ④ 「手洗いなどの手指衛生」

など、基本的な感染対策に継続して取り組んでいただくよう、お願い申し上げます。